

指定障害福祉サービス事業者等 各位
(共同生活援助事業者を除く)

旭川市福祉保険部指導監査課

平成26年度 介護給付費等算定に係る体制等及び加算に係る届出について

平素より本市の福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件について、平成26年度の介護給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり各障害福祉サービス事業について、体制等届出書の提出をお願いします。

1 届出に係る注意事項

- (1) 加算算定の有無にかかわらず、全てのサービス種別（※共同生活援助は除く。）について提出してください。ただし、居宅系事業所（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護）については、特定事業所加算を算定している事業所のみ提出してください。
なお、相談系事業所（地域相談支援，計画相談支援，障害児相談支援）は、提出の必要はありません。
- (2) 事業所番号ごとにまとめて提出してください。
- (3) 処遇改善加算届出書については、既に受理済ですので提出は不要です。

2 提出期間（サービスの種類ごとに提出期間が異なりますので、注意してください。）

- (1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，短期入所，自立訓練（機能訓練）自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型 につきましては、平成26年4月1日（火）～4月10日（木）に提出をお願いします。
- (2) 療養介護，施設入所支援，生活介護，就労継続支援B型 につきましては、平成26年4月1日（火）～4月15日（火）に提出をお願いします。

3 提出方法

郵送または直接持参願います。

なお、郵送による場合は簡易書留等到達確認が出来る方法とし、封筒宛名面隅に「体制届出書在中」と朱書きしてください。

また、持参による場合は、窓口が混み合うことが予想されるため、事前に連絡（予約）のうえ来庁されますことをお勧めします。連絡がなく来庁された場合も対応はいたしますが、事前に連絡があった方を優先して対応しますので、窓口での順番変更や待機時間が長くなりますことを御了承願います。

4 提出先

旭川市福祉保険部指導監査課

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階 指導監査課

5 提出書類

別紙「届出書類一覧表」のとおり。

6 届出書等の様式について

届出書等の各種様式については、旭川市指導監査課のホームページに掲載していますので、指導監査課HP下段>事業者向けのページ【障害福祉サービス事業関係】>4から様式等を御確認ください。

様式をダウンロードできない場合は、様式を用意しておりますので、事前に御連絡のうえ御来庁願います。

【公開先】アドレス→ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shidokansa/>

【担当】

旭川市役所福祉保険部指導監査課

Tel : 0166-26-1111 内線 (5118・5120)

E-mail : shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp

届 出 書 類 一 覧 表

1 必ず提出する書類

提出書類		
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書	様式第19号	
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	(様式第1号)その1, 2	
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表		
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	様式4(平成26年4月1日現在が含まれているもの)	
就労継続支援B型のみ、目標工賃及び平均工賃実績が確認できるもの	別紙29(目標工賃達成加算に係る添付書類)	
利用者数算定表 ※ 人員配置体制を 確認するため。	療養介護	別紙35(利用者数算定表(療養介護))
	生活介護	別紙36(利用者数算定表(生活介護))
	共同生活援助	別紙37(利用者数算定表(共同生活援助))
	就労移行支援	別紙34(前年度の利用実績表)
	就労継続支援A型	別紙38(利用者数算定表(就労継続支援))
	就労継続支援B型	別紙38(利用者数算定表(就労継続支援))

2 今年度、下記の加算を算定する場合、必ず提出する書類(前年度まで算定していた加算であっても改めて届出が必要です。)

サービス種類	加算等名称	提出書類
居宅介護	特定事業所加算	別紙3-1(特定事業所加算に係る添付書類)
重度訪問介護	特定事業所加算	別紙3-2(特定事業所加算に係る添付書類)
同行援護	特定事業所加算	別紙3-3(特定事業所加算に係る添付書類)
行動援護	特定事業所加算	別紙3-4(特定事業所加算に係る添付書類)
療養介護	福祉専門職員配置等加算	別紙5-1(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
		別紙5-2(福祉専門職員勤務年数に係る添付書類)
	人員配置体制加算	別紙6(人員配置体制加算に係る添付書類(療養介護事業所))
生活介護	福祉専門職員配置等加算	別紙5-1(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
		別紙5-2(福祉専門職員勤務年数に係る添付書類)
	人員配置体制加算	別紙7(人員配置体制加算に係る添付書類(生活介護事業所))
	送迎加算(※2)	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
		別紙11-2(送迎利用対象者一覧表)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	延長支援加算	別紙33(延長支援加算に係る添付書類)
	リハビリテーション加算	別紙10(リハビリテーション加算に係る添付書類)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9-1(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	
短期入所	緊急短期入所体制確保加算	別紙13(緊急短期入所体制確保加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	送迎加算	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	栄養士配置加算	管理栄養士または栄養士の資格証の写し及び雇用証明書
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	別紙19(夜勤職員配置体制加算に係る添付書類)
	重度障害者支援加算(※2)	別紙20(重度障害者支援加算に係る添付書類(障害者支援施設))
	夜間看護体制加算	別紙21(夜間看護体制加算に係る添付書類)
	地域生活移行個別支援特別加算	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証の写し及び雇用証明書
	栄養マネジメント加算	管理栄養士または栄養士の資格証の写し及び実務経験証明書、雇用証明書
自立訓練(機能訓練)	福祉専門職員配置等加算	別紙5-1(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
		別紙5-2(福祉専門職員勤務年数に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	リハビリテーション加算	別紙10(リハビリテーション加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9-1(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)

サービス種類	加算等名称	提出書類
自立訓練(生活訓練)	福祉専門職員配置等加算	別紙5-1(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類) 別紙5-2(福祉専門職員勤務年数に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	夜間防災・緊急時支援体制加算	別紙25(夜間防災・緊急時支援体制加算に係る添付書類(宿泊型自立訓練事業所))
	短期滞在加算	別紙23(短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る添付書類)
	通勤者生活支援加算(※2)	別紙22(地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る添付書類(宿泊型自立訓練事業所))
	地域移行支援体制強化加算(※2)	
	地域生活移行個別支援特別加算	社会福祉士または精神保健福祉士の資格証の写し及び雇用証明書
	看護職員配置加算	別紙24(看護職員配置加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9-1(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労移行支援	福祉専門職員配置等加算	別紙5-1(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類) 別紙5-2(福祉専門職員勤務年数に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	就労移行支援体制加算	別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
	移行準備支援体制加算	別紙27(移行準備支援体制加算(Ⅰ)に係る添付書類)
	就労支援関係研修修了加算	実務経験証明書, 研修修了証の写し及び雇用証明書
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9-1(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
	就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算
送迎加算(※2)		別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
食事提供体制加算		別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
重度者支援体制加算(※2)		別紙28(重度者支援体制加算に係る添付書類)
就労移行支援体制加算		別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)		別紙9-1(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労継続支援B型		福祉専門職員配置等加算
	送迎加算(※2)	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	重度者支援体制加算(※2)	別紙28(重度者支援体制加算に係る添付書類)
	就労移行支援体制加算	別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
	目標工賃達成指導員配置加算(※2)	別紙30(目標工賃達成指導員配置加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9-1(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
共同生活援助(注)	大規模住居等減算	別紙14(大規模住居等減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5-1(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類) 別紙5-2(福祉専門職員勤務年数に係る添付書類)
	重度障害者支援加算(※2)	別紙16(重度障害者支援加算に係る添付書類(共同生活援助))
	夜間支援等体制加算	別紙15(夜間支援等体制加算に係る添付書類)
	自立生活支援加算	別紙17(自立生活支援加算に係る添付書類)
	通勤者生活支援加算(※2)	別紙18(通勤者生活支援加算に係る添付書類)
	地域生活移行個別支援特別加算	社会福祉士または精神保健福祉士の資格証の写し及び雇用証明書

※1 それぞれの要件等を満たすことがわかる書類(例 資格証, 実務経験証明書, 雇用証明書, 契約書, 体制図等)を必要に応じて添付してください。資格証や修了証などを複写物(コピー)により提出する場合は, 書類に印影がある書類又は事業者が作成していない書類である場合は, 必ず事業者により原本謄写証明を行った上で提出してください。

※2 平成26年3月末までの実績が必要となりますのでご注意ください(必要に応じて, 別紙34「前年度の利用実績表」, 任意様式の実績表等を添付してください)。

(注) 共同生活援助に係る添付書類につきましては, 現時点で改正後の報酬告示の内容等について, 国から通知されていないことから, 今後変更となる場合があります。詳細については別途お知らせいたします。